

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) について

「地域で行う生活支援の運営」について

介護予防・日常生活支援総合事業とは・・・

「介護予防」と「日常生活の支援」

に地域住民みんなで取り組んでいこう！という事業です

本日、お伝えしたいこと

1. 平成29年4月1日から、介護予防サービス（生活援助）が、追加になりました。

- ①介護事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・今までと同様のサービス
- ②NPO・民間事業所・・・・・・・・・・・・・・・・新しいサービス
- ③地域の団体、住民の有償ボランティア・・・新しいサービス

2. サービスを利用できる方は、

- ①要支援1・2の方
- ②基本チェックリストで対象者と認められた方（市に申請）

※生活の中の困りごとなどができたときは、これまで通り、「市」または「地域包括支援センター」にご相談ください。

3. 新しいサービスへのご協力をお願いします。

- ①地域で有償ボランティア団体を運営
- ②市で主催するボランティア研修を受講して担い手へ

（平成29年度3回目11月9・10日開催）

- ③新しいサービスへのご理解や周知等



4. 介護予防（社会参加や趣味活動）に取り組みましょう。

5. 制度改正は、「介護保険料の上昇抑制」と「介護の担い手不足」を解消するためです。

平成29年4月1日から介護予防サービスが変わりました!!

要支援者
(要支援1・2)

これまでの
介護予防
サービス

<メニュー>

- ・訪問看護
- ・通所リハビリ
- ・福祉用具貸与

・訪問介護
(ホームヘルパー)

・通所介護
(デイサービス)

など

総合事業(平成29年4月1日より)

○要支援1・2の方の介護事業所による「訪問介護(ホームヘルパー)」「通所介護(デイサービス)」が、状態に応じて段階的(3段階)にお世話する仕組みに変わりました。

※サービスにかかる対価は、介護保険制度内で負担

(1) 介護サービス事業所による専門的な
訪問介護・通所介護(身体介護+生活援助)

(2) 多様な主体による専門技術を要しない
比較的安価な訪問介護・通所介護(生活援助)

※介護保険に規定されている「生活援助」に限定。

①NPO法人・民間事業所(雇用労働者等)による
基準を緩和した訪問介護・通所介護

②住民ボランティアによる生活支援の提供等

※②の担い手が地域に不在の場合は、①で支援を提供

生活支援の提供主体は様々!

- ・地区単位でのボランティア運営、近所の住民同士の助け合い など

地域と行政で話し合いながら作り上げる支援の仕組みです!

平成29年4月1日から介護予防サービスが変わりました!!

要支援者
(要支援1・2)

これまでの
介護予防
サービス

<メニュー>

- ・訪問看護
- ・通所リハビリ
- ・福祉用具貸与

・訪問介護
(ホームヘルパー)

・通所介護
(デイサービス)

など

「介護予防サービス」ってなに??

高齢になって自分ひとりの力では、家事(ゴミ捨てや調理)ができなくなってきた...



介護保険のヘルパーさんにゴミ捨てや調理、お掃除を手伝ってもらうことができます。

訪問介護 (通所介護 (通所介護 (生活援助))

(2) 多
比較

外出する機会が減ってきた...
人と話す機会が減ってきた...
体が衰えないように運動したい...



介護保険のデイサービスに通って施設で入浴、お食事、運動、利用者同士の交流などができます。

※②の担い手が地域に不在の場合は、①で支援を提供

ホーム
に応じ

目

①NPC

住民

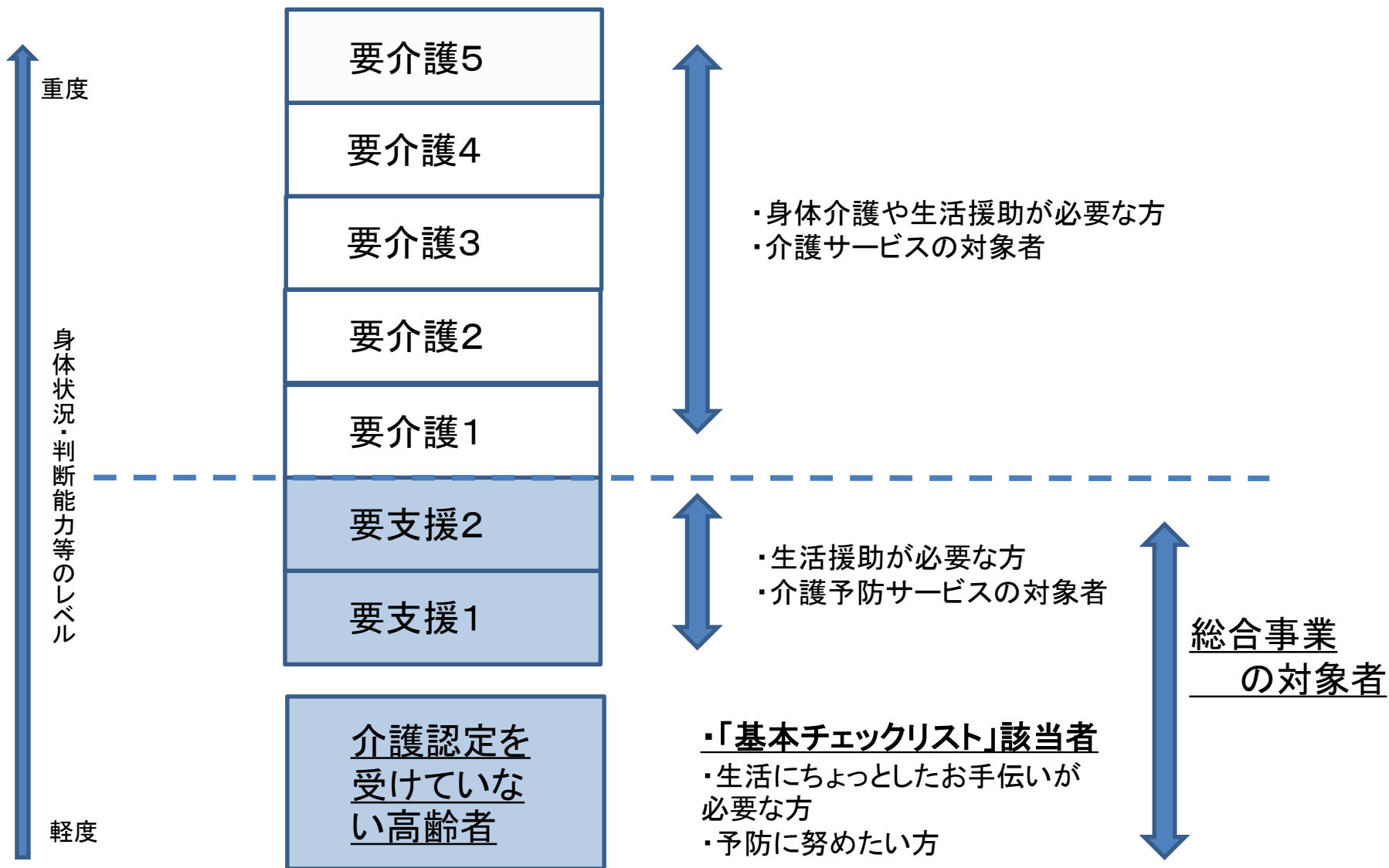
介護予防のサービスを利用するには、花巻市に申請をして「介護認定」を受けることが必要!

運営、近所の住民同士の助け合い など

地元の力を活用しながら作り上げる支援の仕組みです!

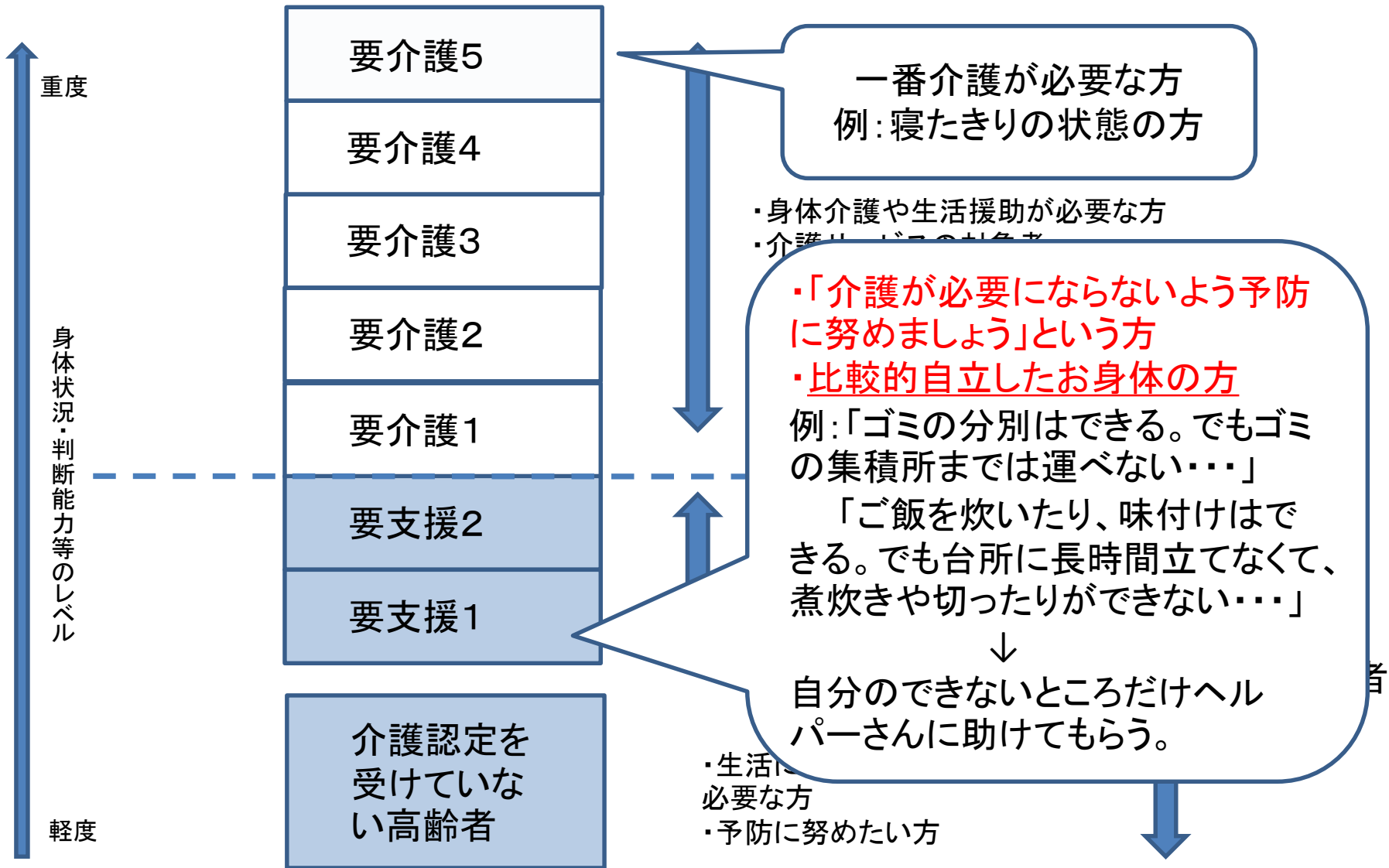
【参考】 総合事業の対象者は？（要支援1・2、要介護1～5の区分）

※介護保険の申請をすると、心身の状態で7段階に区分して認定されます。



【参考】 要支援1・2、要介護1～5の区分

※介護保険の申請をすると、心身の状態で7段階に区分して認定されます。



「基本チェックリスト」による該当・非該当基準

基本チェックリスト

| 氏名 | | 住所 | 生年月日 | | |
|-----------------|--|--------------|--------------|---------|--------|
| 希望するサービス内容 | | | | | |
| No | 質問項目 | 回答 | | 得点 | |
| 暮らしぶり1 | 1 バスや電車で1人で外出していますか | 0. はい | 1. いいえ | | |
| | 2 日用品の買い物をしていますか | 0. はい | 1. いいえ | | |
| | 3 預貯金の出し入れをしていますか | 0. はい | 1. いいえ | | |
| | 4 友人の家を訪ねていますか | 0. はい | 1. いいえ | | |
| | 5 家族や友人の相談にのっていますか | 0. はい | 1. いいえ | | |
| | | No. 1~5の合計 | | | |
| 運動器関係 | 6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか | 0. はい | 1. いいえ | | |
| | 7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか | 0. はい | 1. いいえ | | |
| | 8 15分間位続けて歩いていますか | 0. はい | 1. いいえ | | |
| | 9 この1年間に転んだことがありますか | 1. はい | 0. いいえ | | |
| | 10 転倒に対する不安は大きいですか | 1. はい | 0. いいえ | | |
| | | No. 6~10の合計 | | ⇒ 3点以上 | |
| 栄養・口腔機能等の関係 | 11 6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少はありましたか | 1. はい | 0. いいえ | | |
| | 12 身長(cm) 体重(kg) (* BMI 18.5未満なら該当) * BMI (=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)) | 1. はい | 0. いいえ | | |
| | | | No. 11~12の合計 | | ⇒ 2点以上 |
| | 13 半年前に比べて堅いものが食べにくくなりましたか | 1. はい | 0. いいえ | | |
| | 14 お茶や汁物等でむせることがありますか | 1. はい | 0. いいえ | | |
| 15 口の渴きが気になりますか | 1. はい | 0. いいえ | | | |
| | | No. 13~15の合計 | | ⇒ 2点以上 | |
| 暮らしぶり2 | 16 週に1回以上は外出していますか | 0. はい | 1. いいえ | ⇒ 1点 | |
| | 17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか | 1. はい | 0. いいえ | | |
| | 18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか | 1. はい | 0. いいえ | | |
| | 19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか | 0. はい | 1. いいえ | | |
| | 20 今日が何月何日かわからない時がありますか | 1. はい | 0. いいえ | | |
| | | No. 18~20の合計 | | ⇒ 1点以上 | |
| | | No. 1~20の合計 | | ⇒ 10点以上 | |
| こころ | 21 (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない | 1. はい | 0. いいえ | | |
| | 22 (ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった | 1. はい | 0. いいえ | | |
| | 23 (ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる | 1. はい | 0. いいえ | | |
| | 24 (ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない | 1. はい | 0. いいえ | | |
| | 25 (ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする | 1. はい | 0. いいえ | | |
| | | No. 21~25の合計 | | ⇒ 2点以上 | |

《事業対象者に該当する基準》

- ① 質問項目No1~20まで 10点以上
- ② // No6~10まで 3点以上
- ③ // No11~12 2点以上
- ④ // No13~15まで 2点以上
- ⑤ // No16のみ 1点
- ⑥ // No18~20まで 1点以上
- ⑦ // No21~25まで 2点以上

窓口で「基本チェックリスト」を本人に記入してもらって対象者が判断します。

地域の皆さんなどにお手伝いいただける 新しいサービスメニューは？

介護保険に規定されている生活援助に限定したサービスメニューの提供です。
(担い手は、NPO・民間事業所・ボランティア団体・地域団体等、様々です。)

介護事業所のヘルパーさんが行っているメニューから「身体介護」を除いたメニューです。

(厚労省通知である老計10号⇒現行の介護保険相当)

①掃除

居室内やトイレ、卓上等の清掃

②ゴミ出し

ゴミ出し、分別等

③洗濯

洗濯機または手洗いによる洗濯
洗濯物の乾燥（物干し）、
洗濯物の取入れ・収納、アイロン掛け

④ベッドメイク

利用者不在のベッドでのシーツ交換
布団カバーの交換等

⑤衣類の整理・被服の補修

衣類の整理（夏・冬物等の入替え）
ボタン付け、破れの補修等

⑥調理、配下膳

配膳、後片付けのみ、一般的な調理

⑦買い物、薬の受け取り

日常の買い物（品物・釣り銭の確認含む）
薬の受取等

※サービス提供にかかる準備行為等

安否確認、体調チェック、部屋の換気、
情報収集・提供、サービス提供の記録等

※生活援助のみ（お体に触れる身体介護は介護サービス事業所のみが提供）

例：ご飯をつくる ⇒ 生活援助（市の研修を受けた方が提供できる）

ご飯を食べさせる ⇒ 身体介護（資格のあるヘルパーさんが提供）



担い手に支払う1時間あたりの単価は？

| | | | |
|---|------|-----------------|------------------------|
| I | 作業単価 | 全体の費用 (最小単位) | 1,200円/1h 600円/0.5h |
|---|------|-----------------|------------------------|

【担い手（任意団体等）】

- ①地域団体（地縁組織、任意団体含む） ②住民ボランティア等

II 費用の構成 全体の費用=1,200円/1hの場合

【市負担額：利用者負担額】

市負担額
地域支援事業費
1,080円/1h

利用者自己負担
120円/1h
(全体の1割or 2割)

市へ請求分

利用者へ請求

1,200円/1h

【事務局収入：作業員収入】

事務局の収入
(間接経費)

(例→ 全体の30%相当
400円/1h)

作業員の収入
(人件費)

(例→ 全体の70%相当
800円/1h)

※事務局収入分、作業員賃金は担い手が設定
(上記は考え方の参考)

※サービス実施にかかる保険等については、間接経費等の支出分（担い手の負担）とする。

※サービス提供者は、軽易なボランティア研修を受講するものとする。

【参考図】

例えば・・・住民主体による生活支援の提供を図にすると・・・

作業単価 **1,200円/1h** (市負担1,080円+利用者負担120円)

※利用者1割負担認定の場合

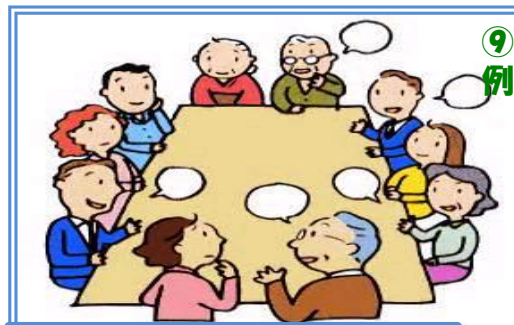
※事前に地域団体へボランティアの登録をし、市の研修を受講



住民ボランティア(個人・団体)

⑤作業手配

⑨作業料支払い(作業員受領分)
例: 800円/1h
(70%相当)



⑨事務局受領分
例: 400円/1h
(30%相当)

地域の団体・運営事務局

※ボランティアの登録・名簿管理が必要です。

⑥サービス提供



要支援者・事業対象者

⑦利用者へ請求

⑧利用者負担の支払い
120円/1h

④支援計画による
作業依頼
(包括支援センター→地域団体)



⑦市へ作業報告・請求



⑧事業者負担の支払い
1,080円/1h

③包括支援センターによる
支援計画(ケアマネジメント)

④支援計画による
作業依頼

(包括支援センター→地域団体)

①相談(利用者→市、
包括)・
②基本チェックリストによる
事業対象者の認定



市・包括支援センター

①相談(利用者→市、
包括)・
②基本チェックリストによる
事業対象者の認定

なぜ、新しいサービスが増えるの？

花巻市の介護保険事業をめぐる動き①

1. 人口、高齢化率

| | H29 | H32 (予測) | H37 (予測) |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総人口 | 97,402人 | 92,225人 | 87,082人 |
| 高齢者人口 | 31,819人 | 31,670人 | 31,032人 |
| (後期高齢者人口) | (17,154人) | (17,192人) | (18,400人) |
| 高齢化率 | 32.6% | 34.3% | 35.6% |
| (後期高齢化率) | (17.6%) | (18.6%) | (21.1%) |

人口減るけど、
高齢化率は増えて
しまう・・・

2. 要介護認定者数

| 要介護 (要支援) | H29 | H32 (予測) | H37 (予測) |
|------------|----------|----------|----------|
| 認定者数 | 6,235人 | 7,074人 | 7,459人 |
| (うち要支援1、2) | (1,908人) | (1,877人) | (1,932人) |

3. 介護保険料 第6期 (H27~H29) 第9期 (H36~H38 予測)

月額算定 5,506円 8,374円

このままいくと・・・

花巻市の介護保険事業をめぐる動き②

1. 将来の予測

- 増え続ける高齢者（高齢化率の増加）
- 減り続ける働く世代（総人口の減少）

2. 想定される課題

- 介護保険サービスを利用する人が増加
⇒ 介護保険サービス給付費も増加
- 働く世代が減少する
⇒ 介護事業所で働く職員も減る



必要な方が必要な時に介護を受けられなくなる…？
介護保険料が高くなる…？

人口は減る、しかし高齢化率は上がる…
→働ける世代減る？
→介護事業所で働く人も減る…？

介護職員が減る…
介護を必要な方は増える…
介護の担い手を増やさないと…

【参考】

65歳以上の介護保険料（基準額）の決め方

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。



市区町村で必要な介護サービスの総費用

×

65歳以上の
方の負担分
22%
(全国一律)

÷



市区町村に住む
65歳以上の方
の人数

介護サービスの費用を抑えることが「介護保険料」を上げない第一歩！
(今のままだとH37には、月額8,374円に…)



基準額（年額）

66,100円
(月額算定5,506円)

花巻市総合事業の目的

介護保険を持続可能な制度にし、
住み慣れた地域で健康で暮らし続けるために

介護予防の強化！

- ・ 社会参加の促進
- ・ 運動、交流の場の推進



地域のつながり、見守り体制の強化！

- ・ 相互互助の体制づくり
- ・ 地域のニーズに合わせた生活支援の仕組み

住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすために！

介護サービス費の適正化！

- ・ サービスと担い手の細分化
身体状況に合わせた
支援・担い手・料金

お身体の状態に合わせたサービスを提供するための新しいメニュー

介護保険料の上昇抑制！

- ・ 予防による健康寿命の延長
- ・ 地域の相互互助、サービスの細分化による費用の抑制効果

本日、お伝えしたいこと

1. 平成29年4月1日から、介護予防サービス（生活援助）が、追加になりました。

- ①介護事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・今までと同様のサービス
- ②NPO・民間事業所・・・・・・・・・・・・・・・・新しいサービス
- ③地域の団体、住民の有償ボランティア・・・新しいサービス

2. サービスを利用できる方は、

- ①要支援1・2の方
- ②基本チェックリストで対象者と認められた方（市に申請）

※生活の中の困りごとなどができたときは、これまで通り、「市」または「地域包括支援センター」にご相談ください。

3. 新しいサービスへのご協力をお願いします。

- ①地域で有償ボランティア団体を運営
- ②市で主催するボランティア研修を受講して担い手へ

（平成29年度3回目11月9・10日開催）

- ③新しいサービスへのご理解や周知等



4. 介護予防（社会参加や趣味活動）に取り組みましょう。

5. 制度改正は、「介護保険料の上昇抑制」と「介護の担い手不足」を解消するためです。